

令和 6 年 第 3 回

小野町農業委員会臨時会

令和 6 年 5 月 2 0 日

小野町農業委員会

◎ 応召・不応召委員

応招委員 (8 名)

1 番 矢 吹 高 徳 2 番 吉 田 誠 4 番 横 田 清 一 6 番 羽 生 洋 市
7 番 佐 藤 秀 洋 8 番 先 崎 善 次 9 番 宗 像 智 17 番 佐 藤 健 藏

不応招委員 (3 名)

3 番 今 泉 隆 男 5 番 國 府 田 孝 10 番 渡 邊 佳 子

令和6年第3回小野町農業委員会臨時会次第

議事日程

令和6年5月20日(月)午後2時06分

小野町役場分庁舎 講堂

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

出席委員(8名)

1番 矢 吹 高 徳

2番 吉 田 誠

4番 横 田 清 一

6番 羽 生 洋 市

7番 佐 藤 秀 洋

8番 先 崎 善 次

9番 宗 像 智

17番 佐 藤 健 藏

欠席委員(3名)

3番 今 泉 隆 男

5番 國府田 孝

10番 渡 邊 佳 子

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 木 稔

事 務 局 次 長 二 瓶 淳

主 事 宗 像 翼

議 長	(宗像智)
	では、ただいまから令和6年小野町農業委員会第3回臨時会を開会いたします。
	開会 午後2時06分
会 長	(宗像智)
	本日は、五月のお忙しい中、委員会に皆さん多数ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。
	今日は、通常の案件とともに、視察研修等の案件もございますので、慎重審議のほどお願いして、私の挨拶といたしたいと思います。
議 長	(宗像智)
	では、ただいまの出席委員は7名であります。会議規則第11条の定足数に達しており、会議は成立いたしました。なお、3番、今泉隆男委員、5番、國府田孝委員、10番、渡邊佳子委員が所用により欠席する旨の届出がありました。
	また、本日の本会議には、1名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。
	それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付のとおりであります。
	なお、本日開催されました第10回役員会において協議した結果、会期は本日限りとし、採決方法につきましては、会議規則第22条の規定により、議案第3号については簡易採決とすることと決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声多数
議 長	(宗像智)
	異議なしと認めます。
	ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

議 長	(宗像智) 議事録署名人の指名を行います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第25条の規定により議長において、7番、佐藤秀洋委員及び8番、先崎善次委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	(宗像智) それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に朗読させます。事務局。
事 務 局 長	(鈴木稔) 議長。
議 長	(宗像智) 鈴木事務局長。
事 務 局 長	(鈴木稔) 事務局長。それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 受付1番、権利の種類及び設定・移転の別でございますが、所有権移転であります。土地の所在は、[REDACTED]、地目については現況、公簿とも畑でございます。面積が57㎡、10a当たりの価格であります。無償でございます。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。 続きまして、受付2番、権利の種類及び設定・移転の別については、先ほどと同様、所有権移転でございます。土地の所在は、[REDACTED]、[REDACTED]、地目につきましては現況、公簿とも田であります。当該地について

は、農振農用地の区域内ということでありまして、面積が51㎡であります。10a当たりの価格につきましては無償でございます。譲渡人、
、譲受人、
。経営面積につきましては、議案書記載のとおりでございます。

令和6年5月20日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。

以上でございます。

議

長

(宗像智)

それでは、受付1番及び2番についての申請内容に関連がございますので、会議規則第14条の規定により、一括して関係委員の説明を求めます。関係委員。

7

番

(佐藤秀洋)

議長、7番。

議

長

(宗像智)

7番、佐藤秀洋委員。

7

番

(佐藤秀洋)

今、事務局のほうから説明があったと思います。

現地はそこなんですけれども。

あと受付1番について説明いたします。譲受人、
、譲渡人、
。申請地、
、畑1筆、57㎡。

受付2番、譲受人、
、譲渡人、
申請地、
、田1筆、51㎡。

5月2日、現地確認。譲渡人、
、農業委員佐藤、推進委員の佐藤さんと、あと事務局二瓶次長、宗像主事と行って現地確認してきました。

ちょうど譲受人というか、

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED] 今日この場で説明いたします。

あと詳細につきましては、推進委員の佐藤健蔵さんのほうから説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

(宗像智)

17番、佐藤健蔵委員。

1 7 番

(佐藤健蔵)

17番。それでは、引き続き私のほうから受付1番及び2番についてご説明いたします。

権利の種類及び権利の設定・移転の別は、受付1番、2番ともに所有権の移転です。

農地法第3条第2項に該当するか否かについてですが、第1号の全部効率利用については、申請人は経営農地を全て耕作されており、また耕運・草刈り機等を保有しているため、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合について及び第3号の信託については、それぞれ該当ありません。

第4号の農作業常時従事については、申請人やその世帯員は年間150日以上農業に従事することが見込まれるため、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると考えられます。

第5号の転貸禁止については、両申請とも許可申請に関わる農地は譲渡人の所有農地であるため、転貸には当たりません。

第6号の地域調和については、申請人は当該地域の効率的かつ総合的な利用の確保に弊害を及ぼすおそれはなく、農地取得後は協力的に地域内の営農に参画するため、特に支障を生ずるものではありません。

以上のことから、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、通作距離などから見ても問題がないこと、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議

長

(宗像智)

ただいまの説明のとおりであります。受付1番及び2番に対する質疑及び意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

発言する声なし

議

長

(宗像智)

質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付1番及び2番についてを採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声多数

議

長

(宗像智)

異議なしと認めます。したがって、本案はそれぞれ許可することに決しました。

議

長

(宗像智)

以上で、本臨時会に附された案件は全て終了しました。これをもって、令和6年小野町農業委員会第3回臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉会 午後2時17分